平成２９年（フ）第１４４号
青森県八戸市東白山台３丁目11番20号　ウインドパークＡ－101、前住所青森県八戸市大字尻内町字尻内河原37番地２
債務者　久保田貴子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字土手外115番地２
債務者　及川　大輔（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第８０号
岩手県奥州市水沢区字北田109番地１　後藤アパート８号棟　128号室、旧住所神奈川県川崎市幸区南加瀬４丁目10番35－２号　松岡方
債務者　菅原　　香（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７８４号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目25番21号
債務者　三森　　博
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７８７号
宮城県黒川郡大和町吉岡字上柴崎６番地の１サンハイツ大和Ｉ205
債務者　進藤かおる
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９５号
仙台市太白区東郡山２丁目７番１号　ＫＭＤ参番館108
債務者　松本ゆかり
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８０７号
仙台市宮城野区新田４丁目１番23号　第２サンコーハイツ303
債務者　田嶋　宏清
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４１号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番７－203号
債務者　庄司　幸夫
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５６号
宮城県塩竈市西玉川町10番30号、従前の住所仙台市泉区桂４丁目22番地の５
債務者　末永　玲可（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８９０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字御林３番地の20　日通アパートＢ－401
債務者　糟谷　澄子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３７号
宮城県富谷市富ケ丘２丁目７番11号
債務者　岸　　由美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
茨城県つくば市東光台１丁目16番地４　ノートル・レーヴＣ棟102号
債務者　松本　賢二
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３７号
茨城県石岡市東石岡５丁目６番29号
債務者　佐藤　敏美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1046番地11　（株）プリンスホテル明晴寮136－ａ
債務者　堀　　徹
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第３９４号
岐阜県羽島郡岐南町野中７丁目112番地（雇用促進住宅Ⅱ棟109号室）
債務者　江﨑安紀子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８４９号
愛知県春日井市上条町４丁目16番地１　グリーンハイツ春日井306号
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部